

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分 (条項)	届出 (条項)
				許認可等の類型	許認可等の内容 (条項)	審査基準 (条項)	標準処理期間 (日)		
行 5	行政経営課	1	鹿沼市財務規則	1	行政財産の使用 (第124条第1項)	許可の基準 (第124条第1項)	7日 更新の場合 (30日)		
行 6	行政経営課	1	鹿沼市財務規則	1	行政財産の使用 (第124条第1項)	未設定 (④)	未設定 (④)		
行 7	行政経営課	1	鹿沼市財務規則	6	行政財産の使用 (第124条第1項)	未設定 (④)	未設定 (④)		
行 8	行政経営課	1	鹿沼市庁舎等管理制度規則	1	行政財産の使用 (第124条第1項)	未設定 (④)	10日		
行 11	行政経営課	1	鹿沼市営駐車場条例	4	行政財産の使用 (第124条第1項)	使用料減免の基準 (第12条)	未設定 (①)		
行 12	行政経営課	1	鹿沼市営駐車場条例	1	行政財産の使用 (第124条第1項)	①駐車できる自動車の範囲 (第3条) ②利用者の資格 (第16条) ③使用区画の制限 (第17条)	未設定 (①)		
行 20	行政経営課	1	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例	2	行政財産の使用 (第124条第1項)	①指定管理者の候補者の要件 (第5条) ②事業計画書の要件 (施行規則第2条第2項)	60日 (指定管理者の指定は市議会の議決が必要)		

No.	所管課	法令区分	法令名	申請による許認可等				不利益処分 (条項)	届出 (条項)
				許認可等 の類型	許認可等の内容 (条項)	審査基準 (条項)	標準処理期間 (日)		
行21	行政経営課	1	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例	2	行政財産の使用（第124条第1項）	①指定管理者の候補者の要件（第5条） ②非公募による指定管理者の候補者の要件（第6条） ③事業計画書の要件（施行規則第2条第2項）	60日（指定管理者の指定は市議会の議決が必要）		
行22	行政経営課	1	鹿沼市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例						事業報告書の提出（第8条）
行26	税務課	1	鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則	3	自動車の臨時運行の許可（第3条第1項）	①自動車損害賠償責任保険証明書の提示（第3条第2項） ②許可の基準（第4条） ③審査（第5条） ④申請書記載要領（事務取扱規程第2条）	即日		
行28	税務課	1	鹿沼市自動車臨時運行許可に関する規則						許可証及び番号標の返納（第11条第1項）